

泉区社会福祉功労者顕彰要綱

制 定 平成6年1月19日
一部改正 平成16年9月27日
一部改正 平成22年11月1日
一部改正 令和2年10月23日

【目 的】

第1条 この要綱は、泉区社会福祉増進に功労のあった個人及び団体に対して行う顕彰に必要な事項を定める。

【顕 彰】

第2条 顕彰の対象は、次の各号に該当するものとする。

- (1) ボランティア活動功労
児童、母子、高齢者、障がい者等の福祉増進のため奉仕活動を4年以上行い、特に他の模範となる団体または個人
- (2) 金品寄贈功労
社会福祉のために金品を寄贈した個人及び団体。
ア 個人にあつては、1年間10万円以上、又は通算しその合計額が15万以上寄贈した者
イ 団体にあつては、1年間20万円以上、又は通算しその合計額が30万以上寄贈した団体
- (3) 福祉団体自主活動功労
福祉団体活動のために力を尽くし、その団体の発展に5年以上寄与した者。
- (4) その他
前各号以外で、社会福祉の向上に尽くし、特に功労のあったと認められるもの。

【顕彰者の決定】

第3条 泉区社会福祉協議会事務局長は、前条に該当する者を理事会に内申する。
2 理事会は、事務局長の内申を受けこれを審議し決定する。

【顕彰の除外】

第4条 第2条に該当する個人または団体で、理事会において、顕彰することが不相当と認められる場合は、顕彰の対象から除外するものとする。

【顕彰の方法】

第5条 顕彰は、原則として泉区社会福祉大会において行う。
2 顕彰は、社会福祉協議会会長名により、感謝状を贈呈しこれを行う。
3 顕彰は、区長に連名の依頼を行う。

附 則

【施行期日】

- 1 この要綱は、平成 6年1月19日から施行する。
- 2 この要綱は、平成16年9月27日から施行する。
- 3 この要綱は、平成22年11月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和2年10月23日から施行する。

【適 用】

- 2 本要綱第2条に定める期間の計算は、昭和61年11月3日以降からとする。